

広島県告示第六百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十四年七月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市総領町稲草字休ヶ峠一七五の二、一七七、一七九、一八〇、一八一の一、一八二から一八四まで、一八五の一、一八五の三から一八五の六まで、一八五の一〇から一八五の一二まで、一八五の一六、一八九、一九〇の三、一九一の一、一九一の三から一九一の五まで、一九二の一、一九二の一四、一九三の二から一九三の四まで、字仁賀木二〇一の二、二〇二の二、二〇三の二、二〇三の四から二〇三の六まで、二〇四の四、二〇五の一、二〇五の二、二〇五の四、二〇五の五、二一一、二一三の一、二一三の二、二一四、二一五、甲二一六の一、乙二一六、甲二一六の二、字山榊二一七の三、甲二一七の四、二一八の二、二一八の三、二二一の一、二二二の二、二二二の六、二二三の一、二二三の二、二二九の一、二二九の二、二三〇から二三六まで、二三七の一、二三八から二四一まで、二四二の一、二四二の二、二四二の四から二四二の一六まで、二四三の一から二四三の四まで、二四四、二四九の一、二四九の二、二五一の二、字田町二五三の二、字笠屋奥一一七九の一、一一八〇、一一八一、一一八五から一九一まで、一九八の一、一九八の二、一九九、二〇〇から二〇四まで、二〇五の一、二〇五の二、甲二〇六の一、二二〇六の二、甲二二〇六の三、乙二二〇六、二二〇九の一、二二〇九の二、二二一〇、字宮脇二二一八、甲二二二〇の一、乙二二二〇の二、乙二二五三

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)